#### プロジェクト研究12 情緒障害の発生予防にかかわる家庭養育環境のあり方に関する研究

### 1. 事例分析にもとづく情緒障害の 発生過程と治療の考察

研究第6部 石井哲夫•権平俊子

研究第5部 望月武子

愛育相談所 山本清恵・神田久男

稗田涼子。

加藤博仁

嘱託研究員 野田雅子

I 本研究の目的

石井哲夫

「情緒障害の発生予防」というテーマを追究している 本プロジェクト研究グループは、従来、行ってきた情緒 障害発生と予防に関わる外側からの条件調査によって把 握しかねる人間の内面的な諸条件を明らかにするために、 愛育相談所における該当事例の検討を行うことを考えた。

今迄の研究で明らかにされたことは、情緒障害が、器質的な問題を想定するような障害ではなく、専ら心理的な動揺なり混乱なりの機制としてその時間の長短の差はあっても、健常な人間に多く見受けられるものであり、少なくとも成人においては把握されにくい問題として一過性の障害と考えることが出来るものである。従って思春期以前の発達過程にみられる問題として、これが社会的な常識からの逸脱度によって「障害視」されるわけである。

本研究は、情緒障害を親によって問題視されている子 どもをとりあげ、相談過程における該当児の内面的な精 神機制が環境条件と如何なる因果関係をもって推移して 来ているかを検討し、一つずつ仮説をたてて検証を続け ようと試みたものである。従って本研究は、その出発点 における我々の設定に外ならない。

かつ又、この情緒障害児に対する我々の治療指導のと りくみを紹介し、治療実践が、診断仮説と密接に関連づ けられることを企図している。というと如何にも関連づ けられない治療が存在するかの如く受取られるが、この ような相談活動を体験している者として「治療が治療者 の個人的人格の反映であり、治療関係はクリエーティブ な実存の様相を示すものである」ことを知るからである。 つまり、この事例研究における診断と治療の関係づけの 過程において、我々は「情緒障害」の一つの新しい見解 を逐次明らかにしていきたいと思っている。

#### Ⅱ 事例研究の基盤

児童相談に従事している者が、その相談活動の展開に当って、理論的・実践的な学習を行って来ている。児童相談担当者は、心理、教育、社会福祉等の多くの学問を基盤としているが、実践者として共通な事項は、対象者への臨床的援助である。対象者が人間として、自らの力のみでは改善し得ない状況におかれているために、相談者の関与が求められて来る。従って相談者は対象者の認知や活動が適切に働けないでいる情緒的な問題をとりあげることになる。児童相談の対象者は、言うまでもなく、「子ども」であるが、子どもは大人と違って自らの力のみで、自己の問題に対処し切れないことが多い。子どもに圧倒的影響を与えている父母や他の家族に対しても、何らかの関与が必要となってくる。

本愛育相談所では、従来、多くの児童相談機関で行われていたように、子どもには遊戯療法又はカウンセリングを行い、それと並行して母親にカウンセリングを行って来た。そして近頃は、母親のみへの関与では、大きな変化を期待出来ない事例については、父親はじめ、他の家族の参加を求めて「家族療法」も試行しつつある。

このような相談における対象者及び関係者への関与は, 臨床家としての相談者の資質によって,その内容が変っ て来ることが当然であるので、相談実践にかかわるケー ス, スーパービジョンという内容への意見交換と, より よい原理の追究に心がけなければならない。

事例研究は、単に相談者の個人的見解に基くものではなく、相談スタッフの意見交換の結果が反映されていく ものと考えてよい。

本相談所が、日本総合愛育研究所の教養相談部の伝統として、ノン・メディカル・スタッフ(非医療スタッフ)によって運営されて来たことは、一つの特徴として考えられることであろう。従ってこの臨床活動が専ら、心理・教育的側面に偏りがちであることも反省してみなければならない。幸い同系列の愛育病院のメディカル・スタッフの参加を得ることも可能なので、今後は、この面をも強化して、協同体制を組んでいくことが可能と考えられる。

#### Ⅲ 心理・教育的な事例理解と接近の特質

子どもの情緒障害を訴える親から、その問題を受けた 場合、そこには親の自己が存在している。時には夫や姑 との関係において感じたことを我が子に投影していたり、 他の子どもとの比較や、子ども同士の感情的な問題な どが微妙にからんでいることがあって、当の子どもとの 関係が歪んでいることが、潜在していることが多い。児 童相談の基本的な対象者は, 問題行動を起している子ど もではあるが、その問題行動に大きく関係していると思 われる母親に対してもカウンセリングを行うのであるか ら、カウンセリング場面では、母親が対象者になるわけ である。そこで、母親の感情や言語表現に対応して、母 親自身の自我の強化がすすめられるような援助を行うこ とになるが、その間、子どものことについて、相談者と して母親の価値観や、その行動の正当性についての評価 を肯定してしまうことが出来ない。時には、子どもの立 場に立って、母親の考えを明らかにしたり、それに気づく ようなきっかけを提供することも行うことになる。もち ろん相談者としての安易な価値判断を行うべきではなく, あくまでも、臨床家として母親と共に考える姿勢を失っ てはならないものである。

このような一見単純にみえる相談活動も、心理・教育としての領域において、原則的な人間観や発達観を定めていることが求められてくるし、母親へのカウンセリングや子どもへの心理治療も、その体験過程を共有していくことを心がけることである。

以上の心理的な体験の表現をわかりやすく人に伝える ことは、かなり熟練を要することであり、多くは状況の 報告や結果のみを表現することになってしまう。 たとえば、対象者への受容と言っても、単なる許容ではなく、対象者と臨床家との心的な相互交流が起きることと結びついていなければならない。とくに情緒障害という問題は、本事例にも見られるように、母子関係や家族関係にその主な原因があり、その渦中にいる当事者たちは、自分が動かされている体制に気づかない場合が多い。そして、お互いに影響しあって病的とも見えるような体制を作りあげてしまっていることが多い。その渦中にのりこんでいく人たちが異なった見解や、価値観であっては、相談状況が混乱してしまうことになるであろう。この辺のパーソナルなスキルをどのように養成・研修していくことが出来るか、常に考えなければならない課題となっている。

今回の事例研究は,以上のような前提の上での報告と 理解していただきたい。

#### IV 発生過程を中心にして

望月武子

私どもは相談所で情緒障害児の相談,治療にあたっている。ここでは、相談事例にもとづいて診断過程を中心にして、情緒障害の発生過程に分析を加え、発生にかかわる要因を考察する。

#### 1. 1事例からみた発生過程の概観

#### 1) 問題の状況

来談時は1年の3学期。担任から呼び出されて、友だちにいじめられている、いじめられても反撥できずに泣くかすねてしまう状態で、友だちとうまくつきあえない。食事、身仕度がのろいなど生活面の問題が目につき、いじめの標的になり易いので注意するように言われた。しかし、子どもはいじめられてもとんで帰って母に話すことはなく、心配してしつこく聞くといやなそぶりを示す。 最近は学校へいきたくない、誰とも遊びたくないと言う……と、あまり感情をまじえず母親から訴えられた。

#### 2) 本児との面接

入室を誘うとすぐ応じるが表情は固く笑顔を見せない。 服装から受ける印象もあるが、おずおずとして暗い感じ である。行動観察を兼ねて行ったテスト場面では(知能 は正常)指示されたことは従順にやるが、受動的でのび のびしない。待ってやれば途中で投げだすことはないが、 全体に反応は遅く時間がかかる。

ラポートが成立してから「何か困っていることがあるの」と問いかけると、友だちがいじめる。わたしのいやなことばかりする。絵が下手とか、のろまとか。遊びに入れてくれない。「それで誰かに話したの」「……」「お母

さんには?」「ウーン」と黙りこむ。「先生には?」「言っても聞いてくれない」など、聞いてやればぽつぽつと話す。

母親や先生に対し、自分のために何かをしてくれる人だという信頼感をもっていないらしいこと、動作が遅く自発性が乏しいので、周囲から催促や注意などの干渉を受けやすい傾向をもつ子どもであることが理解された。

#### 3) 母子関係

#### ① 母の不安と気負った養育

母は子どもに接したことがなく發育に不安をもつ一方, 晩婚のため一人子だからしっかり育てなければと気負い が強かった。子どもの中で揉まれることが一番と考えて 外へ連れ出したり,誰でも,何人でも来なさいと遊ばせ た。「今考えれば,子どもが遊びたいというより親が夢中 になって遊ばせていたのです」と述懐している。

また、未熟児で小さいから、食べないことが気になりやかましく言って食べさせ、日常生活の細々したこともいちいち指図してやらせ、注意することが多かった。そんな時、子どもが不満を言っても甘えを許さず、母の方が畳みかけるように言ってしまう状態だった。父は本児に優しく、そんなに言わなくても…といい、祖父母は泣けば何でも要求に応じてしまうのでとても気になった。

#### ② 自立および自発性の阻害と信頼関係不全

母が養育に不安をもち「しっかりした子に」という気 負いが強いため、子どもの要求や気持が受容できず、命 令し指示して自発的行動を妨げ、それがさらに注意・干 渉を招く結果になった。祖父母の甘やかしが母の気負い をいっそう強めたようである。こうして、親の意図に反 し、指示を待つ受動的な傾向や依存的傾向が強くなった。 また、子どもはこのような関係からは喜びや安心感を得 ることはむずかしく、自己に対しても他に対しても信頼 感を形成できなかった。一方、家族の一貫性を欠いた接 し方から、人の感情の機欲には敏感になっていった、と 考えられる。

#### ③ 家族力動の変化と本児の不安

このような傾向をもつ本児が、入学、妹の出生などで 緊張や不安が高くなっている時期に、妹の病気への不安 のため母の関心は本児を離れて妹に傾き、父親は勤務上 多忙になるなど、本児への関わりが大きく変化している。 さらに、妹への感染を恐れて友だちを家によぶことを禁 止し、外遊びを強制したことが、本児の不安感を強め、 そのうえ友だち関係の発展を阻む結果になった。「今日も 遊びに行かなければいけないの」ということばに、そん なふうに感じていたのかと驚いたというが、妹の病気に 気持を奪われていて、本児の不安感には気がつかなかっ た。

友だちのいじめに対しても、いじめる方にも問題があるがいじめられる本児にも問題があるから、そのことに 気づかせて直させようとして批判的・説教的に応じている。「つらい思いをしている時、お母さんのそんなことば に、子どもはどう感じるでしょうか」に対し、子どもが「本当だよ。嘘なんか言ってない」と涙ぐんで訴えたこと があると話していた。

このように、子どもが不安な状況にあっても子どもと 距離をおいて客観的にとらえよう、母の価値基準にはめ て子どもの欠点をみてそれを治そうとして、情緒的な関 わりがもてず、子どもの真の要求や気持を感じとり受容 することができにくい母の問題がある。親に訴えて不安 を解消し安定を得たい要求が子どもにあっても、気持が 理解されず要求に応じられない親であれば、自己表現し ないのは当然である。また、自発的行動に欠け、大人に 対する信頼関係を発達させていない状態では、困難な状 況にあって自らそれを克服することはできず、逃避・退 行を生じたものと考えられる。

#### 4) 養育の背景

養育の問題は単に母親の問題として母親に原因を求めることはできない。母親の養育態度の背景には、子どもを知らず養育に不安が強いうえに、本児が未熟児であったこと、一人子だからしっかり育てなければという気負い、母親の接し方に対する父の批判や祖父母の甘やかしへの反動など、複合する不安や多様な要因が介在している。その不安定な状況の中で、母親は自分の感情を抑え客観的に子どもに接することで、自分はしっかり育てているという安心感を得ようとしていると考えられる。

以上, 事例を通して情緒障害の発生過程を概観したが、 その過程には, 母親の不安 → 受容関係の不成立 → 信 頼関係の不全 → 安定感に欠け未熟性をもつ子ども, と いう流れがあり, 根底にある不安定な母子関係の原因を 探る必要を指摘することができる。

#### 2. 不安定な母親とその背景

#### 1) 母親のおかれている立場

情緒障害の発生に母子関係が大きい位置を占めることは今さらいうまでもなく、概観した事例も特に目新しいものではない。むしろ、現在、多くの親子がおかれている一般的な状況であるといえる。その中で情緒障害の発生に大きな関わりをもつと考えられるのは不安定な母親の存在である。何が母親に不安定をもたらしているか、前述した事例を含めた4例についてその背景を分析した。表1に概要を示した通り、子どもの問題はさまざまで

表1に概要を示した通り,子どもの問題はさまさまで あるが,簽育上の問題や母子関係の不調が共通の問題と

表1 事例の概要

事	例	I 8歳 女	Ⅱ 7歳 女	Ⅲ 8歳 男	IV 3歳 女				
湖 區		指しゃぶり。 いじめられる。	意志が通らないと泣い たりわめいたりする。 対人関係を回避する。	体の不調を訴えて登校 したがらない。 乱暴, いうことをきか ない。	オナニー いうてとをきかない。 動きが激しい。				
母	母の立場	育児に不安が強く養育 に気負いがある。 教育やしつけの意図が 強い。	祖母の目を気にして家 事第一に考え、子ども を祖母に任せるが、そ の関わりに不安。 父(夫)に献身的。	ユニークさを喜びなが ら受けとめきれない不 安。 父(夫)を煩わせまいと する配慮。	後育に自信がなく、努力しているが、ストレスが強い。 父(夫)の子どもへの対応に不安をもちながら同調。				
子	かかわり	命令、指示、干渉が多い。 子どもを問題視して批 判的になり受容できない。 情緒的な関わりができない。	子どもを受容できず欠 点ばかり気になる。 干渉することで関わり をもつ。	子どもの行動に干渉し ながら,容認し,密着 して一貫性に欠ける。	父(夫)のもつイメージ に合わせようとして干 渉,制限が多い。イメ ージに合わない子を受 容しにくい。				
係	子どもの状態	生活面,自立せず,自 発性少なく,自己表現 しない。 退行,逃避して指しゃ ぶり。	泣きわめいたりすねた りする否定的表現で自 己表現する。 イメージの世界へ逃避。	反抗したり乱暴したり 否定的表現で自己の存 在を確認する。	安定感に欠け,多動。 激しく泣いて母を脅す。 逃避してオナニー。				
1	i i	未熟児。 祖父母(母方)の養育。 妹の病気。	祖父母(父方)の存在。 父(夫)の身体障害。 母と密治する妹。	父(夫)の職業の変更。 優等生的な兄の存在。 担任と本児との不調和。	父(夫)が再婚。 母が育児で有能感をも てない。穏やかな弟。				

してみられ、子どもを受容できにくい傾向がみられる。 しかし、面接を通して母親と接しても、愛情の希薄な拒 否的, 自己中心的な親とは考えにくい。むしろ, 家族の ため、子どものために一途に努力している姿があり、後 育態度や母子関係の不調和は母親のおかれている立場と 強い関連をもっているとみることができる。

事例 I では、初めての育児で、一人子、未熟児など、 養育や子どもに対する不安が強く、しっかり育てる役割 を自分自身に位置づけて、甘えや妥協を許さず、事例 II では,父方祖父母と同居,父(夫)は身体障害という家 族の中で、祖母の目を気にして子どもが泣いても祖母に 任せ、家事をしてくれれば子どもに関われるのにという 不満を抑えて、家事第一に考えている。祖母に下駄を預 ける状態にして、家族の世話をよくし、夫に尽くす人と

して自分自身を位置づけて、その枠組みの中で精いっぱ い努力することで安定感を得ている。

したがって、母親は自分の感情を抑えて生活しており、 子どもと情緒的な関わりをもつことができにくい一方。 事例 I ではしっかりした子, 事例 II では欠点のない良い 子であってほしいという願いが強く、親の価値基準には めて子どもを見て干渉し、基準からはずれる子どもが受 容しにくかった。

事例Ⅲでは、子どもの養育途上に職業をかえ、医師と して勉学に努力する父(夫)のよき理解者として、家庭 のことで煩わせまいと家庭の問題を一身にひき受けてき ている。結果的に家庭内で父親は役割を失い、母親は孤 立した存在になっていた。幼児期に軽度の障害があり(今 は力を伸ばしている) 心配して育てた兄に比べ、本児に

#### 石井他: 1. 事例分析にもとづく情緒障害の発生過程と治療の考察

は強い愛情を感じ、能力やユニークさを喜びながら、母のもつ枠組みからはずれる子どもに不安をもち干渉的になっている。その一方で、本児の乱暴に対しては極端に動揺し、愛情不満が原因かと不安をもって密着するなど、両極的な対応になっている。このため本児は親からどう受けとめられているか確かな手ごたえが感じられず、不信感を強めていた。

事例IVでは、結婚前は有能に仕事をしていた母親が、家事や育児は苦手で能率も悪く、どうして良いかわからないことが多いなど養育に自信がなく、有能感が持てない状態にあった。そのうえ、興味が強く活動的な子どものユニークさを認めながら、母親が体力的についていけず疲労感を強めたり、他の子がやらないような変ったことをして恥ずかしい思いをさせられる子と受け止めて受容できなかった。その反面で活動的な子どもに合わせて長時間外遊びさせたり、グループ活動に参加させるなどの努力もしている。子どもを受容しにくい背景には、先妻の子どもを理想像として、子どもの行動を制約し干渉する父(夫)の接し方に不安があり、不安を感じながらも子どものことより夫に注意が向き、子どもを規制し干渉する方向で動いてしまう母親自身に気がついており、葛藤が強く、ストレスを高めていた。

事例Ⅲ, IVでは情緒的ではあるが,不安や葛藤のため に揺れ動く母親があり,その背景にある夫との関係を無 視することはできない。

母親の不安定さの根底には、多様化する価値観の中で女として、要として、母親として生きることに、一貫した価値を見出だしにくい状況があり、事例 I ではしっかりした母親に、II では複合家族の中でのよき嫁に、II では夫に理解ある妻の立場に自分自身を位置づけながら、矛盾や葛藤を生じており、IV は母親と妻の立場の葛藤に揺れ動いているとみることができるのではないだろうか。

#### 2) 家庭内の父親

事例 I ~IVいずれの場合も、父親は家族のこと、養育のことは母親に任せた形をとっている。しかし、 I 、 II では距離をおいて傍観者的になって、母親のやり方を批判的にみており、IIでは母親自身の心くばりからではあるが、家庭内では役割のみえない存在になりながら、問題が生じると母親が悪いと批判し、IVでは夫として協力的であるが、子どもの養育方針にずれを生じて母親の葛藤を強めるなど、家庭内で父親としての役割を十分に果たしておらず、夫として妻である母親を支持する態度も少ない。

事例Ⅲでは、相談の経過の中で母親自身が家庭内に父 親の役割がないことに気づき、父親の参加を求めている。 父親が母の要求に応えて家庭生活に参加し、協力したことにより、母親は急速に安定を得ている。その過程で、母親が子どもの行動をたしなめて、甘えてはいけないとやりとりがあった時に、「お母さんだって甘えている」という母にとっては意外なことばに接したことがあるが、父親の協力を得て初めて母親自身が無意識のうちに依存対象を求めていたことに気がついている。「まだ努力して父親の役割をとっているが、父親役が自然にとれるようになれば、家族も安定し、子どもも自然になるでしょう」といったことばが印象的である。

また、事例IVでは、夫婦で話し合って、父親が先妻の子を理想のモデルにしすぎていたことや、そのやり方が本児にはあわないことを確認しあえた。「父親が理解してくれたので、とても気持が楽になった。そうしたくないと思いながらも先妻の子のイメージにとらわれていたのですね」といい、父親の子どもへの接し方の変化を客んで話していた。

これらの経過から見ても、父親として母親に対する支 持的役割の弱さが問題発生に関わりをもつことが明らか である。

なお、事例 I では病気のため母親の関心を一身に集めている妹、Ⅱでは母親に密着した妹、Ⅲでは最近力を伸ばし本児との関係で優位にたった優等生的な兄、Ⅳでは両親が心から愛情を感じる穏やかな弟、というように、いずれの家庭にも母親と密着し愛情を通わせている弟妹や母親の意に適った兄が存在している。これらのきょうだいと母親の関係は、母親を安定化する働きをもつ一方、新たに家庭内の人間関係のひずみを増し、子どもの不安を強め、問題を生じさせる誘因になっていることも見逃すことができない事実である。

V 子どもの遊戯療法と並行で行う母親のカウンセリングの過程の検討

権·平俊子

#### 1. はじめに

子どもが示す情緒障害は様々な状態で現れるが、それを解決するために、子どもに遊戯療法やカウンセリングを行うのと並行して、その母親にカウンセリングを行っている。当相談所の治療についての概要と考え方を基にして前にあげられた I 事例 8 歳女 (S) につき、親子並行治療を行っている過程で起る諸問題を検討しながら、子どもと母親の心理的な面から、変化を把えて、本児の情緒障害発生の原因について探究してみたい。

2. 子どもと母親の並行治療への導入

われわれの相談所は、母親が子どもの示す問題に悩ん でその問題を解決するために、子どもを伴って来所す る場合が多い。前項で述べられているように、初回で面 接した相談者は、子どもと母親とに面接し、話し合った 結果,「自立および自発性の阻害と信頼関係不全」をその 原因と考え、子どもと母親の並行治療をすすめ、母親が 希望して、週1回それに通うようになった。子どもの治 療者(吉川政夫)及び母親のカウンセラー (権平俊子) は初めの相談者とは別の者が担当した。母親の第一の目 的は子どもの問題の解決にあるので、はじめは子どもの 遊戯療法を中心として、母親のカウンセリングはその補 助手段とし、母親が本児について、悩んでいることを聞 き、また、子どもの遊戯療法について、どのような方法 で進めていくかについて簡単に説明することから始めた。 本事例は、母親のこれまでの本児に対する養育態度など が問題発生の原因になっていることは、相談者も指摘し ているのだが、それを即座に指摘して、母親を主な治療 対象として取扱うことは避けた。母親が深い問題を持っ ているようでもあり、カウンセリングを行う場合には、 それ相応の混乱やアクティング・アウトなどが生じるこ とも考えられる。それが子どもの問題と重なって、家庭 内の混乱を大きくする恐れもあるので、あくまでも、は じめは、母親を通して子どもの問題を解決していくこと を主とした。並行治療の目的は、子どもの問題を解決す ることにあり、そうした観点から、母親は補助治療者と も考えて、母親が子どもを適切に扱ったり、よりよい環 境を与えるなどの役割をとれるようにしていくことに目 標をおいた。

初回面接では本事例の母親は、初めからよく話し、自 分の両親と同じ敷地内に住み、両親が引越すため一緒に 居を変え、近い中に本児も転校することになるなど話し 学校が変ってもいじめられたら、この子に問題があるの だろうなど冷静な目で子どものことをみているような話 し方であり、妹の結核感染で本児に手が掛けられなかっ たことと同時によく面倒をみてくれていた夫が転勤で多 忙になったのが重って、本児が淋しい気持になったので はないかと話している。

子どもの遊戯療法は、子どもが自分の気持を表現できるように受容的に扱っていくことからはじめた。おもちゃ遊びはするが、表情に輝きが乏しく生気に欠けること、終りに「家では片付けないとお母さんに叱られる」と話し、母に出合っても、嬉しそうな顔をしないことから、母子関係に問題があることがうかがわれる状態を示していた。

## 3. 母親のカウンセリングのかかわり方

発達途上にある子どもの場合には、母親はさまざまな

育児上の疑問を持ち、知識や解答を求めてくる場合が多い。母親が自分で考えて解決していくようにし、指示を与えないという態度で接すると、子どもの治療に対する意欲をなくし、中断することさえある。反対に治療者の考えを母親に示し、それを母親に実行させるようにしむけると、母親はそれに反撥を感じたり、或いは、母親は自分で考えようとせず、指示を求めるという関係が続いて、治療関係がなかなか深まらないことがある。母親が子どもを育てる過程で母親がそうしたことに疑問を抱くことに対して、知識を与えることに止めず、その気持の背景にある気持を受け入れていくようにすることが大切であると考えた。

本事例の母親の特徴は、子どもの先生や友達のことを 直接攻撃することはせず、「家の子にもいけない所が あるのでしょうが、入園させた幼稚園が尼寺が経営して いて何時も叱られてばかりいた。」というような表現をす る。カウンセラーが「Sちゃんに幼稚園が合わなかった のですか」というと、だんだんに幼稚園の先生に本児が 年中��られてばかりいて、Sにとって、はじめての社会 なのだからもっと考えるべきであったなど、Sと幼稚園の 関係について深く考え、本児の成長過程でマイナスだっ たと気付き、「何時も子どもに貴女がちゃんとしないから」 と追い打ちをかけてきた自分の態度にも気付いてきた。 小学校に入学後、「友達はよく出来てしっかりしている。 Sがぐずぐずしているから、友達や先生にも嫌われる」 と言ったので、カウンセラーが、「この頃は、1人1人の ことを考えずに同じように先生が扱うことが多いから」 と答えると「勉強のできることだけがどうしてよいのか、 お母さん達の話もそんなことばかりでいやになり、余り 仲間に入れない」など自分の気持を表現するようになっ てきた。また、自分が病弱でSI人しか生めないと思っ たので、一人っ子だから、しっかり育てたいと思い、年 齢以上のことを要求してきた、と自分の後育態度に気が ついてきた。

# 4. 子どもの遊戯療法過程での変化とそれに対する扱い方

遊戯療法に於て、子どもは治療者に自分の示す、行動や感情を受け入れられると、抑圧された感情が開放されて、治療過程でさまざまな行動を示すようになる。それを母親のカウンセリングにおいて、その時々の子どもの状態を母親から聞き、子どもの治療者と母親のカウンセラーが話し合いながら、それについて対応を考えながら治療を行っていくことも治療を進めていく上で必要なことである。特に治療室外で示す、子どもの変化については、一時的にみると、大人しかった子どもが自分の感情

を表現するようになり、反抗的になったと把えられ、却って悪くなったのではないかと家族を不安にすることもあるのでその扱いはむずかしい。本児が示した変化を取りあげて、それについての対応の仕方と、母と子の反応について、治療者相互の問題なども含めて検討してみたい。

(1) 子どもの社会でのアクテング・アウト(行動化) 抑圧された感情が開放される過程で、子どもは治療室以外でも、アクテング・アウトを示す場合が多い。そのことにつき、母親に治療過程で起ることをよく話し理解してもらうことが必要である。

本児も家で母親が妹を祖父母の所にあずけにいき,そのことをよく説明しないで家をちょっと開けたら,今迄は1人でふてくされていたのに,帰ってきたら,新築の家の壁にボールペンでいたずら書きをしていた。自分でも消えないで,びっくりしてこすったら,なおひどくなっていた。また,警備会社に通じているベルをわざと押してみたりした。これまでのSの行動からは想像もつかず,家族はびっくりした。母親はカウンセラーから話しを聞き,家で話し,父親は理解したが,祖父母が妹をあずかってくれていたが,祖母は「自分も犠性になり,友達と昼食をするのも断っているのに,そんな所にいっても何んにもならない。」と言い出した。母親は当所を止める気はないと話したと言う。

#### (2) 治療に対する抵抗

心理治療には抵抗がつきものである。並行治療がうま くいっている時には、親子がそれぞれの抵抗をうまくカ バーし合ってくれるものである。

本事例では、はじめは子どもの方が治療に来ることを 大へん喜んでいる。そのため、母親がそれ程治療に対し てまだ意欲的でない時には、母親が「何をして下さるの か分りませんが、子どもがとても喜んでくるので、それ につられて来てしまいます。」と述べている。

治療開始3ヶ月後,約束の時間40分前に母親より電話があり、「今駅まで来ているが、Sがどうしても行きたくないと騒ぎ、泣きわめいているので、このまま連れていくわけにはいかない。家にSを置きに帰り、自分だけ伺いたい。少しおくれるけれど」ということであった。子どもの治療者と話し合った結果、2人で母親と面接することにした。

Sの前で祖父母が「あんな所にいっても仕方ない止めてしまえ」というのでSもその気になってしまっている。母親としては、転校した学校の担任が前程本児の欠点ばかりいわないので、気持は楽になったが、このままにし

ておいてよい子ではないと思うので、祖父母の反対を押 し切っても通い続けたい。妹を連れてでも通ってくると 治療に対する強い意欲を示した。これまで、妹の身体面 ばかり考えてきた母親の態度とは余りに違うのでカウン セラーは戸惑ってしまい,「真夏の暑い間は,結核感染後 の妹さんには負担だと思うから、ベビーシッターにでも 見てもらうことは考えられないのですか」と提案すると, 「主人の母がとても上手に孫を扱うので、何時でも来てく れるというから,考えてみます。主人が自分の両親の孫 の扱い方は折紙を一緒にしたり、本を読んだり、遊び相 手をしてくれるが、あんたの方は、物を買い与えるだけ で遊び相手はしないね」といわれたが、「自分の両親、特 に母は自分の小さい頃から面倒を見ないで、お手伝いの 人が何時もいて世話をしてくれた。自分の子も見れない のですから、孫の面倒など見れないんです。」と自分の幼 い頃の母の扱い方と、孫である本児達も受け入れてもら えないことを話し、「自分達夫婦の考えで子どもを育てた い。 S は今が大事だから、 ここは続けたいどういって連 れてきたらよいか」と問いかけてきた。「先生がとても待 っていた」と今日帰ったらSに話すこと。そして子ども の治療者が誘いの手紙を出すことにした。「次回来所する 時は、今日のことを文句をいわず、何時ものように誘う ように」と話した。次の回には、Sは機嫌よく来所し、治 療を続けることが出来た。

(3) 子どもの治療者と母親のカウンセラーとの関係 治療がうまく進行している時には、子どもの担当者と 母親の担当者は情報を交換し合うことによって助け合う ことは割合によく出来るが, 片方が治療に対して抵抗を 示した時に、拒否された担当者は理屈で分っていても余 り愉快ではない。それをどのように扱っていくかは、治 療を成功させる課題になる。また、抵抗が子ども側の時 は本事例のように母親だけ来所し話し合うことも出来る が、母親の抵抗が強い場合には、子どもが来たがっても 来所しなくなることさえある。前項で述べたように本事 例で母親だけで来所する時に、両方の担当者で面接した が、子どもの治療者も母親と面接することにより事情が より分り、また、母親も子どもの治療者から治療の進展 状態(このような時、子どもの行動を細かく表現すると 子どもとの秘密保持の約束が崩れることがある。特に子 どもが年長児の場合には母親と子どもの治療者との面接 は慎重にする必要がある。)を聞くことができ、安心して 次回には連れてこようという意欲が出たように受けとめ られた。

5. 子どもと母親の並行治療の経過からみた、Sの問題発生についての概観

Sの子どもと母親の並行治療の経過につき、問題点を取り上げ検討してきたが、それらをまとめて、Sの問題が発生してきた原因や問題として、Sの生活に支障を来たしてきた点につき概観してみたい。すでに相談者が指摘しているように「母が不安と気負った發育」をするようになった原因は何であろう。母親のカウンセリングを続けているうちに、母親の語る内容からそれを把えることができた。その要点を次にあげてみよう。

1) 母親が自分の母親との関係で愛情関係が成立していない

母親は自分は母親によって細かく面倒をみて育てられ た経験がなく、手伝いによって育てられた。祖母 (母の 母)が当所に通う間、病身の妹をあずかって面倒をみる ことを拒否しはじめた時, 母は「自分の子どもを自分で は育てなかったような人ですから、孫の面倒は見られな いんです。気持を通じて扱うことが出来ずに、物を与え て関係づけをしようとだけするのです。主人が自分の両 親と孫の扱い方が違うというのです。主人の方は孫と一 緒に遊んでくれるんです。」と述べている所から、母親と の関係をうかがい知ることが出来る。子どもをどのように 可愛がるのか、年をとって出来た子だが全く分らず、未熟 児なので体のことが気になり、37°C の熱でも医者に連れ ていって笑われた。母には育児について相談できない。 分っていないから。我儘にしてはいけないと、責任感だ けで育ててきた。子どもに甘えられた時、どう対応して よいか分らず、早く大人になって欲しいと思った、と自 分と母親との関係がSの育児に反映していることを述べ、 それに気付いてきた。Sは母親との安定した関係を持つ ことができずに成長してたことが問題発生の原因の<br />
一つ になったと考えられる。

#### 2) 幼稚園とSとの関係

近くてよいと思った幼稚園が、尼寺の経営できびしく、「ぐすぐずしていて駄目な子」とされた。母は子ども側に立たず、園の先生と同じように「困った子」という見方で圧力をかけ、友達にいじめられたり、仲間はずれになると、「貴女がいけないから」とSばかりを貴めてきた。

違う幼稚園に入れていたら、自分の考えも違って、この子をもっと理解できたのではないか。その時は園の言う通りと思っていたが可愛想なことをしてきたのではないかと思うようになってきた。Sは幼稚園でも受け入れられなかった。

#### 3) 父親とSとの関係

父親(夫)は子どもの扱いは上手で、とてもよく面倒をみて、遊び相手をしてくれた。自分が病弱だったので、 土・日の休みは、殆んど子どもの相手をしてくれて、自 分を休ませてくれたと母親は父親を非難するようなことはないが、妹が生れた頃、転勤になり、とても忙しい部署になり、土・日も出勤、帰りは夜おそいという状態になり、妹の結核感染という事が重なり、Sが小学校入学後、母は考えてやる余裕が全くなくなってしまった。放課後、社会性をつけるには友達遊びをさせるのが一番よいと考えて、家には妹の病気感染がこわくて友達を入れられないので、外に遊びに出したが、Sにとってそれが苦痛であったということさえ気づかないでいた。父親は今でもあせるなといって、Sの立場に立って考えることが出来るのだという。妹が出生した頃に、唯一の相手をしてくれた父が転勤で多忙になり、Sは支えを失ったのではないかと思われる。

#### 4) Sの変化とそれに対する母親の理解

Sは治療場面に於て、自分の行動や感情が受け入れられることによって、自分の感情を表現しアクティング・アウトをするようになり、母親はSの気持をカウンセラーのその時々にする説明を聞くなどにより、また子どもを別の視点でみれるようになり、よく理解できるようになってきた。母親はSの立場で物事を考えられるようになり、この年齢で母親が充分にかかわってやりたい。治療はどんなことがあっても続けて、Sの問題を解決したいという意欲を示すようになってきた。この母親の変化はSにとって、必ずよい結果をもたらすことになると考えられる。

#### 6. おわりに

以上Sの子どもと母親の並行治療中の過程で起る問題点をあげながら、Sの情緒障害発生の原因と考えられる母子関係などにつき検討を加えてみた。母親が自分の母親に育てられていく中で育っていく、母性としての役割を充分に育てられないできたために、母親と子どもとの関係において歪みが生じた事例ではないかと考えている。

なお、この事例はまだ治療を続けているため、今後の 治療経過を更に検討し、研究を続けて治療前にたてた仮 説との関係などにつき、深く堀りさげて、情緒障害発生 の原因につき検討し、それを今後の治療方法などに反映 するようにしていきたい。

#### 参考文献

- 1) 鎌 幹八郎 名島潤慈 編著「心理臨床家の手引」 1983年 2月 誠信哲房
- 2) 河合华雄他編「家族精神療法」1984年10月 金剛出版
- 3) 小此木啓吾他編「家族精神医学」第1巻,3巻,4巻 1982 弘文堂

#### 石井他: 1.事例分析にもとづく情緒障害の発生過程と治療の考察

Study on the Outbreak Process of Emotional Disturbance based on Case Analysis and Therapy

> Testuo ISHII, Toshiko GONDAIRA, Takeko MOCHIZUKI, Kiyoe YAMAMOTO, Hisao KANDA, Ryoko HIEDA, Hirohito KATO, Utako NODA

With a view to clarifying human internal conditions concerned with the outbreak and prevention of emotional disturbance that are hard to be apprehended only by investigations, we studied on relevant cases dealt at Aiiku Guidance Clinic.

In the present study, we aims at picking up some children whose behaviors are regarded as emotional disturbances by their parents, and at continuing the verification of each case by examining, in the process of counseling and guidance, building up a hypothesis, with what causality of environmental condition of each case the internal mental mechanism goes on changing.

We, hereby, introduce our methods of therapy and guidance for emotionally disturbed children intending that our therapy practice will be closely bound up with our diagnostic hypothesis. In other words, in the process of the connection between the diagnosis and therapy of the case presented, we want to clarify point by point a new view on "Emotionally Disturbed Children."

A child is usually given guidance at a Guidance Clinic, but unlike adults, most children cannot deal with their own problems by their own abilities. Their parents and other family members who exert overwhelming effects on them need to be involved in therapy. At Aiiku Guidance Clinic, play therapy or counseling has been conducted for a child and counseling for a mother in parallel with that for a child the same as other Child Guidance Institutions have done. At present, we are also attempting family therapy asking the participation of a father and other family members.

As it is natural that the quality of counselor's influence upon the client and the persons concerned in counseling should often be changed by the counselor's quality, we must always try to exchange opinions on the quality of counseling in the sense of case supervision of counseling practice, and to pursue a better principle.

The present case study is not based only on a counselor's personal view but it is the reflex of the result of the opinion exchange among the counseling and guidance staff.

How the personal skill of a counselor can be trained and mastered is always the important question that must be considered in the counseling and guidance activity.

Thus, the present case study is reported on the above-mentioned premises.

#### プロジェクト12 情緒障害の発生予防にかかわる家庭養育環境のあり方に関する研究

 情緒障害児短期治療施設における 情緒障害児の指導・処遇に関する研究

愛育相談所吉川政夫研究第6部石井哲夫研究第5部網野武博愛育相談所山本清恵

嘱託研究員 福島 一雄(社会福祉法人希望の家)

森 本 照 夫 (嬉泉ひかりの学園)

石 橋 悦 子 (婚泉子どもの生活研究所)

山本 保 · 杤尾 勲 (學生省児童家庭局)

I 問題提起

近年の家庭,学校,地域社会の児童に対する發育機能 や教育機能の低下により,児童をとりまく家庭環境,学 校環境や社会環境の問題は深刻化しつつある。それらが 直接的原因や背因として働いた結果として,登校拒否を 代表とする非社会的問題行動や家庭内暴力,非行,いじ めなどの反社会的問題行動が児童の間に頻発し,社会問 題化しているのが現状である。

我が国におけるそれらの問題児童への対応は、児童相談所、情緒障害児短期治療施設(以下、情短施設)、精神衛生センター、その他の医療施設、教護院、養護施設、教育相談所(室)などにおいてなされている。

その中で、本研究でとりあげた情短施設は、児童福祉法によって昭和36年に設けられた児童福祉施設の中で唯一の「治療」という名称を有する施設である。その名称の通り、入所対象児童は、家庭、学校、近隣での人間関係のゆがみによって感情生活に支障をきたし、社会適応が困難になった、いわゆる「情緒障害児」である。それらの児童は、非社会的問題行動児、反社会的問題行動児および神経性習癖児に大きく分類され、情短施設はそれらの児童に対して心理治療と生活指導を主とする短期間の専門的な治療的対応をとることにより、問題行動の改善や解消に効果を上げてきた。

ところが, 先に述べたように, 近年の児童の示す問題 行動の多様化, 深刻化により, 情短施設には, 以前に比 べて, ①年長化(中学生の割合の増加), ②長期化(難 治化により治療期間が1年以上にわたる児童の割合の増 加), ③問題の重度化と複合化(神経症, 行為障害, 心 身症、特殊発達障害など障害強度の強い児童の割合の増 加,および重複合併障害を有する児童の割合の増加), ④發護化 (親の養育機能の失調や家庭崩壊により、治療 に対する親や家族の協力を期待できない養護性に問題の ある児童の割合の増加)といった問題がみられることが 最近の研究において報告されている<sup>!」2)</sup> また,報告では, 現在の情短施設が直面しているこれらの諸問題に対する 受け入れ態勢として、効果的な治療や生活指導を可能に するための施設・設備面での拡充整備やスタッフ面での 充実(人員の増員や個々の治療者・指導者の研鑽)が提 言され,一方処遇技法の面からは,心理治療,生活指導, 教育それぞれの機能の体系的な開発と有機的統合の必要 性が強調されている。

以上のように、現在の情短施設が抱えている問題や課題は多面的かつ深刻である。ここでは、それらを改善するための処遇活動の一つの重要な柱である入所児童に対する生活指導に焦点をあてたい。

そもそも情短施設は、その性格上、「治療すること」と「育てること」の両機能を合わせもっている。すなわち、情短施設は、健全な発達を保障すると同時に治療的環境を有する、児童が生活の基盤を置いて過ごす場所である。その中にあって、日常の生活指導は、心理療法や学校教育との連携のもとに治療的効果を高めている重要な機能として情短施設の中に位置づけられている。その

指導のねらいは、健全な人間関係と健康なパーソナリティの形成にある。児童の社会適応障害が生ずる原因として、生活経験の不足、人間関係を円滑に保つスキルの未熟性、情緒のコントロールの失調、教科学習の極端な遅れなどがあけられる。したがって、生活習慣の歪みの是正、欠落した生活経験の補充、健全な人間関係の再学習、情緒統制の訓練、基礎学力の補修など多面的な治療的働きかけが生活指導の目標としてあげられると

情短施設のスタッフは、治療スタッフ(医師・心理療法士)と生活スタッフ(児童指導員・保母)等から構成されているが、生活指導における児童への治療的かかわり方は一般家庭の養育に近く、生活しながら治療するといった雰囲気がある。その中にあって、児童指導員や保母は指導対象児童の父母の役割をとる場合が多い。

家庭の養育機能の失調や家庭崩壊を背因とする發護性を伴った情緒障害児が確実に増加しつつある現在,親子関係や家族関係の絆の失調や欠如からくる性格や行動の問題を修復するために,日常の生活指導において,家庭の養育機能,親の養育機能の質的・量的強化をはからねばならないのではないかと考えられる。具体的には,たとえば母性的被養育体験や父性的被養育体験を含む健全な家族的体験の強化,愛着関係の修復による基本的信頼感の獲得など家庭に近い環境(心理的環境)を体験させる必要があると考えられる。本研究では,生活指導活動において特に,過去における親子関係や家庭養育環境の問題等を修復し,家庭や親の果たすべき養育機能の代理的機能を質的・量的に高めるためには,指導担当者は対象児童に対して具体的にどのようにかかわればよいかの検討に重点を置きたい。

#### 11 目的

情短施設において、個々の児童のもつ性格、能力、適 性あるいは問題などの個性に応じた適切な生活指導がど のようにどの程度日常の処遇の中で実践されているかを 検討することにより、日常の生活指導の困難性や問題点 を明らかにし、児童の個性に応じた指導を促す生活指導 のあり方を探ることを目的とする。

本研究ではその中でも特に、情短施設の指導・治療機能は、家庭、特に親が果たすべき養育機能の役割を、どの程度、どのように、そしてどのような養育機能の領域において果しているかを明らかにしたい。

#### Ⅲ 方 法

#### 1. 調査対象

全国12の情短施設の入所児童全員の生活指導担当職員。

#### 2. 調査方法

1) 調査では、生活指導場面で担当している指導対象 児童に具体的にどのようにかかわっているかを知るため に、指導担当者に対して「親子関係診断テスト(親用)」 の回答を求めた。それと合わせて、担当児童本人に関す る調査票(児童の属性、施設歴、家庭環境、パーソナリ ティの健康度および生活指導のしやすさ、むずかしさや その方針などを内容とする)の回答を求めた。

「親子関係診断テスト」は、本来、親と子の人間関係の診断によって児童の個性や行動がいかなる要因に由来するかを明らかにすることを目的とする質問紙法検査である。また、その利用法として、親子関係を客観的、教育的に診断することにより、両者の関係に改善のメスを入れることができる面ももっている3児童に対する両親の態度の評価は、両親自身の自己評価と児童からみた両親の態度の評価の両面より回答される。そして、その回答に対する得点はパーセンタイルに換算されて表示するようになっている。

問題項目は親の望ましくない5つの特徴的な態度,即ち,拒否,支配,保護,服従,矛盾不一致に分類してある。さらにこの5つの態度をそれぞれ2つの型に分けて,この10の型に各20間の質問を割り当てている。この型は次のようなものである。

IV服 從{⑦溺爱型

V矛 盾 {⑨矛 盾 型 V不—致 {⑩不—致型

これらの回答は3段階により採点され、結果はダイヤ グラムによって表わされ親子関係の状態が診断されるよ うになっている。

調査では、本来施設における生活指導担当者と担当児童との人間関係は親子関係とは異なるが、施設の集団生活がもつ家庭の養育機能の役割に焦点をあて、指導担当者の担当児童に対する日頃の生活指導の様子を知る目的上、指導担当者に「親子関係診断テスト(親用)」の回答

を依頼した。質問項目の中には実際の親でなければ回答が難かしいような項目もいくつか含まれていた。しかし,質問項目全体としては,担当児童に対する生活指導担当者の態度や指導内容が具体的かつ詳細にとらえられたと考えられる。

また調査では独自に次のようなパーソナリティの健康 度項目を作成し、回答者に担当児童のパーソナリティの 健康度を評価してもらった。

<パーソナリティの健康度項目>

- ①気分が安定しており、だいたい機嫌がよい
- ②快活で感情の表現が豊かである
- ③ものごとを柔軟に客観的にとらえることができる
- ④活発で意欲的である
- ⑤自分の能力がよく発揮されている
- ⑥困難なことにもだいたい耐えることができる
- ⑦他人を思いやりうまくつき合っていける
- ⑧人に好かれる

各評価項目に対して、「あてはまる」場合に2点、「どちらでもない」に1点、「あてはまらない」場合は0点を与えた。それゆえ、パーソナリティの健康度が最高の場合は16得点、最低が0点を示す。

2) 調査法は、各施設の施設長に口頭で調査の依頼と 説明を行ない、郵送法により約1か月の期間に渡って実 施した。

#### Ⅳ 結果と考察

#### 1. 回答職員ならびに担当児童について

全国12の情短施設中,回答が得られたのは11施設であった。11施設全体の回答職員数は94人(男47人,女47人)であり,職名は男性は児童指導員,女性は保母の場合がほとんどであった。(以下表1参照)

担当児童数は全体で323人で,その内訳は男児189人(58.5%),女児134人(41.5%)であった。担当児童の学年構成は,中3が23.5%と最も多くを占め,次いで小6(19.5%),中2(16.1%),小5(14.9%),小4(10.8%)である。中学生の割合は46.1%,小学生が53.9%であり,中学生とくに2年生,3年生の占める割合が多く,年長情緒障害児に対する治療方法等に関する研究<sup>1)</sup>で指摘されているように,情短施設における年長化傾向がはっきりとうかがわれる。また,担当児童の平均在所期間は1.13年(SD=1.25年)と,前出の研究<sup>1)</sup>と同様に,治療期間の長期化,いいかえれば,治療の難治化,児童の示す問題の深さが指摘できる。この数値は,情短施設設立当初の治療期間を平均3か月~6か月程と予定する

という主旨からすると治療期間が2倍以上に延長されている実態がうかがえる。担当児童の主訴(重複回答を含む)の割合では、登校拒否が31.3%と断然多く、以下不登校(8.7%)、盗み(7.1%)、集団不適応(6.2%)等が続いている。結果を問題行動別(厚生省)分類に照らして整理すると、非社会的行動が50.8%、反社会的行動が52.0%、神経性習癖が0.6%であるが、その他に虐待・養育不能・親子関係不調など養護性の問題が4.3%、不明(無回答)18.0%となっている。この結果を前出の研究結果11と比較すると、反社会的行動が81.6%に比べ50.8%と少ない。この結果は、不明(無回答)が本研究で18.0%あること、重複回答が含まれていることによるものと考えられる。

#### 2. 親子関係診断テストの問題行動得点および調査票 のパーソナリティの健康度からとらえた担当児童

1) 親子関係診断テストにおいて、担当児童に認めら れる問題徴候を指導担当者の観察に基づいて記入しても らった。問題徴候は、1. 反社会性項目、2. 非社会性 項目, 3. 自己評価, 興味, 意志の問題項目, 4. 退行 性の項目, 5. 神経質, 神経的習慣, 神経症の項目, 6. 生活習慣の項目、7. 学力,能力の項目の7つに大別さ れている。7つの項目の合計得点を施設別および全施設 において平均した結果が図1である。図では、平均値± 1SD で結果が表示されている。問題徴候の平均得点の 最小値はF施設で16.8点 (SD = 8.8点), 最大値を示 しているのはH施設の31.2点(SD = 11.6点)である。 平均得点が低ければ低いほど児童の示す問題徴候が少な いかあるいは軽いことを意味している。ちなみに、問題 徴候が最も少なく軽い評価を示したF施設は,担当児童 の学年は中3が過半数を占めるなど中学生の占める割合 が86%ときわめて高い、平均在所期間が0.9年と全施設 の平均在所期間の1.13年と比べて短かい、主訴の中に占 める不答校の割合が57%と多いなどの特徴をもっている。 (表1参照)また、生活指導のしやすさは全施設の平均値 2.7と比べると2.9と他の施設に比べて処遇しやすい方 である。(生活指導のしやすさの項参照)担当児童のパー ソナリティの健康度についても、全施設の平均値6.4と 比べて8.1ときわめて高い、(担当児童のパーソナリティ の健康度の項参照)そして指導担当者が感じている担当 児童との相性についても全施設の中で最も良い。(指導担 当者の担当児童との相性の項参照) それに対して, 問題 徴候の最大値を示したH施設は、担当児童の学年は中学 生が一人も在所せず、小学校中・高学年に集中している、 平均在所期間が1.3年と長い、主訴は最も多い徘徊(放

A 1 121'E	100,000			- · ·				٠.							
施		設	Α	В	· C	D	E	F	G	H	I	J	K	全体	%
回答	職	員 数	11	4	10	7	13	12	6	8	7	9	7	94	100
職員の性	# III	男	5 _	0	6	4	6	7	4	5	5	4	3	47	50
		女	6	4	4	3	7	5	2	3	2	5	4	47	50
担当	児	童 数	26	21	49	31	29	28	16	26	27	40	30	323	100
担当児童の	母别	男	11	10	33	24	23	15	13	7	15	20	18	189	58. 5
臣二九进令	L.771	女	· 15	11	16	7	6	13	3	19	12	20	12	134	41. 5
		小 1					,			1			1	2	0.6
	* .	小 2			4	2				1			1	8	2. 5
		小 3			1	2	3		2	6	1		3	18	5. 6
		小 4		3	8	3	1	_1	4	7	2		6	35	10.8
担当児童の	学年	小 5	4	1	11	6	9	1	· 1	6	5	. 1	3	48	14. 9
		小 6	1	3	13	4	- 9	2	9	5	3	2	12	63	19.5
		中 1	5	. 1	1	5	3	3			0	2	1	21	6.5
		中 2	8	4	. 11	2	. 1	6		į	3	16	1	52	16. 1
		中 3	. 8	9		7	3	15			13	19	2	76	23. 5
担当児童の	)平均和	生所期間	0.2年	2.1年	1.1年	1.4年	1.6年	0.9年	0.9年	1.3年	0.8年	0.9年	1.2年	1.13年	
		(SD)	(0.11)	(1.50)	(0.87)	(0.96)	(1.51)	(0.85)	(0.47)	(1.11)	(0.77)	(0.76)	(1.35)	(1.25)	
		拒否	5	3	19	8	9	. 2	1	.5	13	27	9	101	31.3
不	登	校	11			1	-	16						28	8.7
盗		み			3	3	3	3	. 3	1	1		6	23	7. 1
集団	不	適応			5	3	3	1	,	. 3	1	3	1	20	6. 2
岁 担 学 校		出		2 ·		2	1	. 2	: 1	3	1		1	13	4.0
17 1		適応			5		3			1			3	12	3. 7
当徘		(放 浪)			1	٠,	1			9			1	12	3.7
児 家 庭		暴力	1	1 .		3		.2		1		3		11	3. 4
童 情 緒	不	安定		7			.3	٠,					1	11	3.4
_   //		引	1	l .		3	: .	·		3	1		2	10	3. 1
の金銭	持	出し				. 3:		· 1		3	1			8	2. 5
主 嘘		言		'	1	. 1	•	1		3	1		1	8	2.5
訴縅		黙	4		2		- 1							7	2. 2
その他の		会的行動	10	` 5	8	3	1	3		5	7	1	2	45	13.9
		会的行動		. 4	3	1			3	4	4	3	1	23	7.1
神・経		習辞	* *					1					1	2	0.6
		下能など		2	1	1	2	1		4			3	14	4. 3
不	明、	(無回答)	,	5	14	4	. 8		9	3	5	10		58	18.0

担当児童の問題行動の平均点

浪)をはじめとして反社会的行動が非常に多いことと虐 待・養育不能・親子関係の不調など養護性の問題事例が 多いことが特徴である。しかし、生活指導の処遇のしや すさの平均値は3.2と全施設中最も処遇しやすいし、担 当児童のパーソナリティの健康度も7.7と全施設の平均 値を上回って高い方である。ただ、相性については全施 設のそれと比べると悪い方に位置している。問題徴候の 高得点にもかかわらず、処遇のしやすさやパーソナリテ ィの健康度が高い評価を得ている理由は、対象児童が思 春期前の小学生に限定されているため並びに問題の背景 が養護性に傾いている事例が多いためかと思われる。問 題徴候7項目の内訳についてF施設とH施設とを比較す ると、H施設に比べ、その他の項目では大差ないが、反 社会性の項目と生活習慣の項目に高得点を示す児童が多 い点が指摘でき、その意味では具体的な生活指導を必要 とする児童が多いと思われる。

10

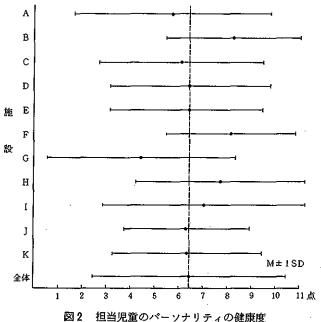
各施設の結果をみると、反社会性得点、非社会性得点、 生活習慣得点に高得点を示している傾向がみられる。ま た, 各施設の示す SD 値が大きいことから、問題徴候の 多少・軽重は児童によってかなりバラツキが大きいと言 える。なお、問題徴候の全体の平均得点は24.7 (SD = 20.8) であった。

2) 次に,担当児童のパーソナリティの健康度につい て述べる。

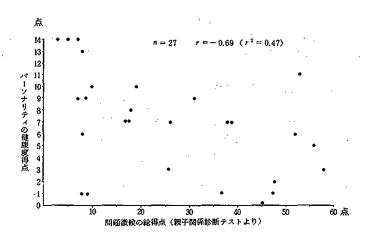
図2は、各施設および施設全体の平均得点±1SDの 結果である。パーソナリティの健康度の施設全体の平均 得点は6.4 (SD = 4.0), 最小値はG施設の4.4 (SD = 3.9), 最大値はB施設の8.2 (SD = 2.8) であった。 評価項目別にみると,④活発で意欲的である,⑦他人を 思いやりうまくつき合っていける。⑧人に好かれるなど の項目に「あてはまる」という回答が比較的多く、逆に、⑤ 自分の能力がよく発揮されている項目に「あてはまらない」 という回答が多くみられた。各施設の結果をながめると、 SD の幅が大きく,個々の児童によってパーソナリティ の健康度にかなりの高低がみられることがわかる。実際 のところ、個人別にみると、323人の児童のうち0点が 10人、10点以上を示した児童が55人であり、平均得点6.4 付近を中心にかなりの個人差が認められる。

図3と図4は、それぞれI施設とJ施設の結果をもと にした, 児童の問題徴候の個人別総得点とパーソナリテ ィの健康度得点の相関分布図である。ちなみに、両項目 の得点分布の相関係数(ア)は I 施設-0.69(決定係数  $r^2 = 0.47$ ), J施設-0.39 ( $r^2 = 0.15$ ) である。他の施 設の場合も両施設程度の範囲に相関係数が分布している 結果から、パーソナリティの健康度が高い児童は問題徴 候が少ないかあるいは軽く、パーソナリティの健康度が 低い児童は問題徴候が多いかあるいは重い傾向が指摘で きる。こういった傾向は,決定係数の結果から,各施設

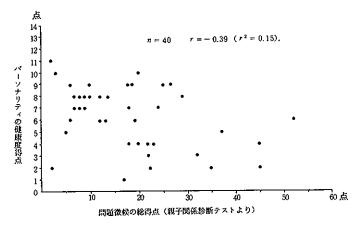
吉川他:2.情緒障害児短期治療施設における情緒障害児の指導・処遇に関する研究



担当児童のパーソナリティの健康度



⊠.3 I 施設における児童の問題徴候の個人別総得点と パーソナリティの健康度得点の分布



J施設における児童の問題徴候の個人別総得点と 図 4 パーソナリティの健康度得点の分布

の児童の15%から50%についてあてはまると考えられる。 なお、個人別に結果をみると、問題徴候が極端に少ない 児童ではほとんどの場合にバーソナリティの健康度得点 は高く、逆に極端に問題徴候得点が高くかつその中でも 反社会性項目の得点の占める割合が高い児童では例外な くパーソナリティの健康度は非常に低いことが指摘でき る。問題徴候とパーソナリティの健康度それぞれの得点 のどちらか一方が平均値付近の児童の場合は他方の得点 分布は高低の幅があって相対的に一定の傾向を見い出し にくい。

#### 3. 親子関係診断テストからみた指導担当者の児童に 対する生活指導態度

#### 1) 「親子関係診断テスト」結果のダイヤグラム

図5は「親子関係診断テスト」結果の施設全体のダイ ヤグラムである。ダイヤグラムでは、親としての態度を たてとよこの軸上にあらわし、中心からいずれの方向に 遠ざかるに従って態度が悪くなる。その程度はパーセン タイルの目盛りであらわしてある。つまり、円の中心は 100パーセンタイルで、周辺に進むに従い低いパーセンタ イル得点となっている。50パーセンタイルが中央値であ るが、それは典型的というのではなく、普通という意味 である。中心 (100パーセンタイル) に近いほどよいわけ で、20パーセンタイル以下は危険地帯にはいり、20から 40パーセンタイルまでは準危険地帯となる。なお、矛盾 型。不一致型はダイヤグラムとは別の箇所にパーセンタ イルであらわしてある。

図5の施設全体のダイヤグラムのパターンをみると, 10の型のパーセンタイルはともに50パーセンタイル以上 を示している。との結果は、全体の平均としては担当児 童に対する指導担当者の親的立場から評価された場合の かかわり方に問題がなく、情短施設の指導態度がすぐれ ていることを示している。特に、④期待型、⑧盲従型お よび⑩不一致型は80パーセンタイル以上を示し、高く評 価できる指導態度となっている。これら3つの型はそれ ぞれ、④親の要求や野心を児童に強要する態度で、児童 の素質、能力、適性、希望などを無視して、もっぱら親 の要求する方向や水準へ従わせようとするタイプ(期待 型), ⑧一切の権力を児童にもたせ、親はどんな犠牲を 払っても児童の要求を入れてやろうとするタイプ(盲従 型)。⑩両親の態度(ここでは指導担当者間の態度とい うことになる) が一致せず、たとえば父親は拒否的であ り、母親は保護的であるとか、あるいは母親が支配的で あり、父親が服従的であるとかで、児童が両親から異っ た取り扱いをうけているタイプ(不一致型)を意味する が、それらの好ましくない態度がほとんどみられないと

施設全体を平均した結果では、危険地帯や準危険地帯 に入る型は1つも見あたらない。しかし、その中で強い て注意を換起しておきたい型をあげると、①消極的拒否 型 (50,0パーセンタイル), ⑦溺愛型 (69.7パーセンタイ ル) および⑨矛盾型(68.9パーセンタイル)が他の型と 比べ相対的にパーセンタイルが低い。それらの型は、そ れぞれ、①児童に対して無視、放任、無関心、不信用、 悪感情,不一致感などを示す親のタイプ(消極的拒否型), ⑦文字通りの可愛がりすぎで、児童を側において相手を してやることを何よりの楽しみとし、些細なことに賞を 与え、必要以上にかばってやり、悪いことに対しても味 方になってやり、少しも児童を手放したがらないタイプ (溺愛型)、⑨児童の同じ行動に対して、ある時は叱貸し たり、禁止したりしながら、またある時は見逃したり、

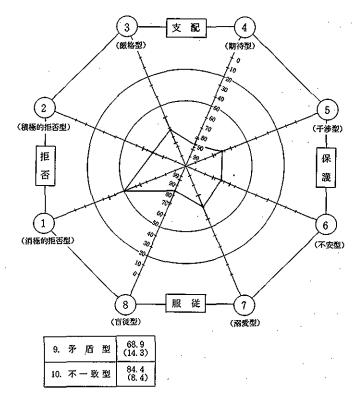


図5 「親子関係診断テスト」結果の施設全体のダイヤグラム

奨励したりするような一貫性の欠如している親のタイプ (矛盾型)を内容とする。情短施設では問題をもつ児童を 指導する立場上,良い意味で溺愛的なタイプに属するか かわり方も児童の基本的信頼感を養成するために必要と 考えられる。だが、消極的拒否型や矛盾型の指導態度の 高まりは児童の生活指導にとって好ましい影響を与えな いので予防すべきであろう。

なお施設全体の10の型を総合した平均パーセンタイルは74.8である。各施設の指導担当者の親としての態度の良さは、J施設(88.6)、E施設(81.7)、B施設(80.7)、D施設(77.2)、C施設(77.2)、K施設(76.6)、A施設(71.9)、G施設(70.4)、F施設(68.8)、H施設(68.1)、I施設(59.4)の順となっている。この結果と他の結果(たとえば、各施設の児童の問題徴候得点の高低、パーソナリティの健康度得点の高低、学年構成、主訴内容、平均在所期間の長短)との間に関連をもつ特徴的な傾向は指摘できない。恐らく、施設間の差は、各施設の指導担当者自身に帰せられるべき問題であると考えられる。その意味で、「親子関係診断テスト」の結果は、本来個々の指導担当者ごとに分析検討されなければなら

ない。そうすることによって、検査結果は、情短施設に おける生活指導の実際の向上に役立つ資料として十分活 用できるという感触を得た。

#### 2) 指導あるいは養育態度の個々の質問項目結果

指導担当者の担当児童に対する指導態度については、ダイヤグラムの結果の分析のところで扱った。ここでは、「親子関係診断テスト」の10の型の領域それぞれに設定されている質問項目の中から(質問項目総数は100;10の型×10の質問項目)、担当児童に対して問題となる態度が各施設の指導担当者全体の過半数を超えた項目(表2の〇印)について検討する。

表2から、特に問題として指摘される指導担当者の指導態度項目が多くみられるのは、厳格項目(35)、干渉項目(28)、不安項目(22)、消極的拒否項目(19)である。個々の回答を分析すると、問題となる項目はほとんどある一定範囲の項目に集中する傾向がみられた。その中でも特に各施設に共通する具体的な項目は、「「忙しいからね」などと取り合わなかったり、話相手にならなかったりしますか」、(消極的拒否項目)、「親がよいと思うことは、こどもに強制しますか」、「こどものしていることを監督

#### 日本総合愛育研究所紀要 第23集

#### 表 2 特に問題として指摘される指導担当者の指導態度\*(親子関係診断テストより)

\* 担当児童に対して問題となる態度が各施設の指導担当者全体の過半数を超えた項目 … 〇印

* 担当允組に対して同盟となる法及が日地政の語	設					_				*# E			7-1·
<u> </u>	赵	A	В	С	υ	Ē	F	G	H	Ţ		K	全体
1. 消極的拒否項目													19
・「忙しいからね」などと取り合わなかったり、話相手にならなかったりします	Γ <i>\$</i> )2			0		0			이		- ['	이	7
・とどもの欠点を他人にとぼしたり、話したりしますか			0		0				į		-		2
- このお子さんよりも、他の兄弟(姉妹)の方がかわいいと思うことがありま	ますか	ļ					0	-	iΙ				2
<ul><li>・ このお子さんとは何となく気が合わないように思いますか</li></ul>										0			2
・こどもがだれとどんな遊びをしても放任しておきますか				0	0				이				3
<ul><li>とどもの欠点ばかりが目についたり、気になったりしますか</li></ul>		0	0					Ш	이			_	3
2. 積極的拒否項目									il				7
<ul><li>とどもに口やかましく小雪をいいますか</li></ul>			0						이	0	.	이	4
• 「あれはだめ」「これはいけない」などとこどものすることを禁止しますか			_				0		의	0	ot		3
3. 厳格項目								1 1		í	- 1	1	35
・物ごとをきめるとき、こどもと話合わずにきめますか				0						0	- 1	이	5
<ul><li>親がよいと思うことは、こどもに強制しますか</li></ul>		0		0	0	0				0	- [-	이	9
・ こどものしていることを「あれはいけない」「これはいけない」と禁止します	r か		'			0				0	- [-		6
<ul><li>こどものしていることを監督しますか</li></ul>		0		0	0	0	0			0		1	8
<ul><li>こどもにこづかいを与えていますか</li></ul>		0		0		0				0	- 1.	이	5
<ul><li>礼儀,規律,勉強など、やかましくしつけていますか</li></ul>		L		0		L			L I	0		_	2
4. 期 待 項 目									П				10
よい本、よいラジオの番組、よい友だち、その他環境や設備などできるだりであるばかりを与えようと苦心していますか	<b>すよい</b>		0						iΙ				1
<ul><li>こどもはもっとやればできるのに、努力していないように思いますか</li></ul>		lo	lo	Ю	0		o	lol	ol	0	.	ol	9
5. 干 涉 項 目								П	$\Box$	口	T	寸	28
<ul><li>こどもの分の回りのことを黙ってみていられないで干渉しますか</li></ul>		lo				0	o			0	Į,	ol	7
<ul><li>こどもの食事のことや、栄養についてやかましく言いますか</li></ul>			0			0		Ι.Ι	i				5
<ul><li>宿題や製作物などにかならず目を通したり手を加えたりしますか</li></ul>		ļ	Ю						iΙ		-		1
<ul><li>とづかいの使い方など細かくせんさくしますか</li></ul>			lo		0			lol		ĺ	1		3
<ul><li>こどものけんかや遊びに親が顔を出しますか</li></ul>		lo							lo!				2
  ・「早くねなさい」「学校に遅れます」などと時間のことをやかましくさいそくしょ	ますか	lo	0		o		0			ol	- (,	ol	9
<ul><li>学校のことをこどもにねほりはほりききますか</li></ul>		-	- '				_			0		1	1
6. 不 安 項 目			Г						コ		$\neg$	十	22
<ul><li>手足の汚れや衣服の滑潔など衛生についてやかましく注意しますか</li></ul>		ŀ	1						ıol	0			2
<ul><li>こども一人で遠いととろへ出さないようにしていますか</li></ul>		0			0	0	ြ		Ŏ	0	,	ol	7
<ul><li>かつてこどもを,不幸な目にあわせたので、またそんなことが起こらない。</li><li>たえず気をつけていますか。</li></ul>	<b>よう</b> に		Ь		ا ً ا		0				1	ol.	4
たえす気をつけていますか   ・親としてもっとこどもにしてやるべきことがあるように思われて心配です』		6	1 -	0	0	0	0	1	lol	ای			9
7. 溺 愛 項 目		Ť	Ť	Ť	Ĭ	Ť	Ť	М	Ť	Ť	_	7	1
・年齢よりも赤ん坊じみた取扱いをしますか							0					1	1
8. 盲 従 項 目				Ι.	Т	Н	Ť			$\neg$	_	+	
・しつとくねだられると、最後には親の方がまけてしまいますか											- 1	-	1
<ul><li>きめてあることでもこどもがいやがればゆるしてやりますか</li></ul>							0						1
9. 矛盾項目		T				$\vdash$	H	H	$\square$	-	$\dashv$	十	6
・ あなたはその時の気分によって、しつけ方が変りますか										0			1
・ こどもは同じことをしているのに、ある時はしかり、ある時はみのがしたりしま	きすか						0		! 1	0			3
<ul><li>ロでは「ばか」とか「だめ」とかいいながら内心では期待していますか</li></ul>	× y &*	0											2
10. 不一致項目		$\vdash$	$\vdash$	$\vdash$			$\dashv$	H	의		<del>-</del>	+	
I IV. (P) 双切 目		1	ı									1	•
合 計		111	111	_	10	10	17	10	10	10	0	12	130

#### 吉川他: 2. 情緒障害児短期治療施設における情緒障害児の指導・処遇に関する研究

していますか」、『こどものしていることを「あれはいけない」「これはいけない」と禁止しますか』(以上厳格項目)、「こどもはもっとやればできるのに、努力していないように思いますか」(期待項目)、「「早くねなさい」「学校に遅れます」などと時間のことをやかましくさいそくしますか」、「こどもの身の回りのことを黙ってみていられないで干渉しますか」(以上干渉項目)、「親としてもっとこどもにしてやるべきことがあるように思われて心配ですか」、「こども一人で遠いところへ出さないようにしていますか」(以上不安項目)である。これらの結果は非常に極限された質問項目に対する分析なので、ダイヤグラムの分析による指導態度の全体的傾向とは必ずしも一致していない。結果から言えることは、施設という集団

生活を維持し、日常生活能力を育成する上から、厳格項目や干渉項目にみられるような指導態度はある程度、現実としてやむを得ないとも思われる。興味深いのは、回答した指導担当者たちが、自分たちが担当児童にしてやるべきことがもっとあるのではないかと思うと同時に、担当児童自身ももっとやればできるのにと思い、双方の可能性に着目している点である。

# 4. 生活指導方針・生活指導の難易・児童との相性 図 6 は、全11施設の回答をまとめた生活指導の主たる 方針の結果である。施設ごとの結果も、選択項目の順位 が多少入れかわるだけで、強調される指導方針に大差は みられない。指導は、ケースカンファレンスで立てられた治療方針と治療経過にあわせて、心理療法や教育との

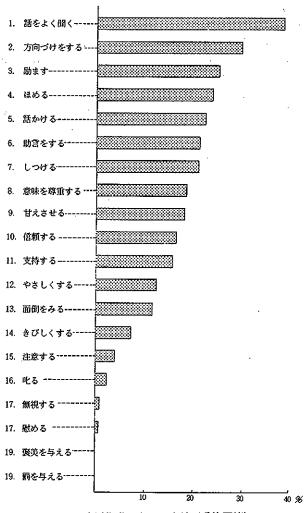


図6 生活指導の主たる方針(重複回答)

緊密な連携のもとに行なわれる。その方針のうちで、「話をよく聞く」(37.2%)受容的態度がいずれの施設においてもトップを占め、担当児童の悩みをはじめとする内面世界の理解や共感を促すような接し方をしている。また、「励ます」(25.1%)、「ほめる」(23.2%)という積極的な支持的指導によって、児童の自信の育成や行動の形成を促している。「方向づけをする」(29.1%)、「助言をする」(21.1%)、「しつける」(20.7%)という外側(指導担当者の側)からの行動の組み立ても大きな部分を占めている。これは、家庭の養育機能の失調や欠如を補完する目的で行われている。図6の結果をまとめると、児童の内面の成長と日常生活能力の具体的な確立に指導のねらいがおかれているといえよう。

次に、担当児童の生活指導のしやすさ・しづらさについて5段階評価(1. たいへん処遇がむずかしい←→5. たいへん処遇しやすい)で質問した。全施設の平均値は2.7 (SD = 1.1)で、多少処遇がむずかしいという感想であった。施設ごとでは、処遇のしやすさの高い順に、H施設(3.2)、D施設(2.9)、F施設(2.9)、F施設(2.9)、I施設(2.9)、B施設(2.8)、C施設(2.7)、J施設(2.7)、K施設(2.7)、E施設(2.6)、A施設(2.5)、G施設(2.3)という結果であった。自由記述による「処遇のしやすい点」は、性格、行動にあらわれた「素直さ」、「心の世界が外に向かって比較的開かれ、交流の手がかりがつかめること」と要約できる。逆に「処遇のむずかしい点」は、「内面世界が理解できない」、「情緒の不安定さ」、「意志の疎通や理解力・表現力の不足などの能力の問題」、「家族の問題」など多岐にわたっている。

最後に担当職員の担当児童との相性を5段階評価(1. 他の子と比べたいへん相性が良い ←→ 5. 他の子と比べ たいへん相性が悪い)で質問したが、回答によれば、相 性は非常に微妙な感覚なので回答しづらいというコメン トが多かった。そのため、全施設平均は2.7 (SD=0.8) で他の子と比べ多少相性が良いという結果にはなったが、 選択肢 3. 他の子と比べ相性が良くも悪くもないを選ぶ 回答が多く、質問自体のむずかしさが目立った。施設別 では、相性の良い順に、F施設2.5 (SD = 0.7), E施 施2.6(0.6), K施設2.6(0.7), A施設2.7(0.7), B 施設2.7 (0.7), G施設2.7 (0.7), I施設2.7 (0.8), D施設 2.8 (0.6), H施設 2.7 (0.7), J施設 2.8 (0.6), C施設 2.9 (0.5) であった。キーワーカーとしての指導 担当者は児童との人間関係の核となる立場上、相性の問 題はむずかしいが、しかし生活指導上重要なポイントで あろう。

#### 引用・参考文献

- 1) 年長情緒障害児に対する治療方法等に関する研究部 会, 一昭和59-60年度 児童福祉委託研究報告— 年 長情緒障害児に対する治療方法等に関する研究, 1986, 財団法人 資生堂社会福祉事業財団
- 2) 杉山信作(他),昭和61年度厚生科学研究報告 年 長情緒障害児の治療に関する研究―「情短」の限界と 可能性を探る―、1987
- 3) 品川不二郎・品川孝子,田研式 親子関係診断テストの手引,1958,日本文化科学社

・吉川他: 2.情緒障害児短期治療施設における情緒障害児の指導・処遇に関する研究

Research on the Care and Treatment in the Residential Treatment Facilities for Emotionally Disturbed Children

> Masao KIKKAWA, Tetsuo ISHII, Takehiro AMINO, Kiyoe YAMAMOTO, Kazuo FUKUSHIMA, Teruo MORIMOTO, Etsuko ISHIBASHI, Tamotsu YAMAMOTO, Isao TOCHIO

A research on the care and treatment of children in eleven residential treatment facilities for emotionally disturbed children in Japan is reported and discussed.

The purpose of the present research is to inquire into the therapeutic and upbringing roles of the care and treatment of emotionally disturbed children, especially, the aspect of parental upbringing function. Hence, in this research, a "diagnostic test for parent-child relationship" and a question-naire were used to explore how to treat resided children concretely. The respondents were the staffs who had been directly taking care of resided children. Eleven out of all twelve residential treatment facilities for emotionally disturbed children throughout Japan responded both the test and the questionnaire. The number of respondents was ninety-four, and the resided children whom the respondents had been taking care of were 323 (189 boys and 134 girls).

The results of the diagnostic test for parent—child relationship indicate that the care and treatment of resided children in eleven facilities show no problems and are good and well—directed on the whole. Especially, each result of expectation—type, blind obedience—type and disagreement—type out of ten types of upbringing attitude is more than 80 percentile, which indicates valuable therapeutic and upbringing attitude. But, on the other hand, passive rejection—type(50 percentile) and inconsistency—type(68.9 percentile) indicate both relatively low and bad percentiles. If this tendency becomes strong in both the types, it will exert a bad influence upon the care and treatment of resided children. So, it is indicated that it is important for the staffs not to increase this tendency in both the types of upbringing attitude. Finally, we have obtained such a suggestion that the results of the diagnostic test for parent—child relationship seem to be one of the useful measures which check the care and treatment of emotionally disturbed children.

